前橋市道路占用料徴収条例の改正について（議案第１６１号）

道路管理課

１　改正の理由

道路法施行令に定める国道占用料の改定等に準じ、道路占用料の額を見直すとともに、道路占用料を徴収する物件を追加するため、所要の改正を行う。

２　内容

道路占用料を次のとおり改める。

（単位：円）

占用物件		単位	占用料
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	６７０
	第２種電柱		１，０００
	第３種電柱		１，４００
	第１種電話柱		６００
	第２種電話柱		９６０
	第３種電話柱		１，３００
	その他の柱類		６０
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１ｍにつき１年	6
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	５９０
	地下に設ける変圧器	占用面積１㎡につき１年	３６０
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	１，２００
	郵便差出箱及び信書便差出箱		５００
	広告塔	表示面積１㎡につき１年	１，９００
	その他のもの	占用面積１㎡につき１年	１，２００

法第３２条第１項第２号に掲げる物件（水管、下水道管、ガス管等）	外径が0.07m未満のもの			長さ１ｍにつき１年	２５
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの				３６
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				５４
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				７２
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				１１０
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				１４０
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				２５０
	外径が0.7m以上１m未満のもの				３６０
	外径が１m以上のもの				７２０
法第３２条第１項第３号に掲げる施設（鉄道、軌道、自動運行補助施設等）	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの		4
			その他のもの		１２
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	９６０
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積１㎡につき１年	６００
			地下に設けるもの		３６０
	その他のもの				１，２００
法第３２条第１項第４号に掲げる施設（歩廊、雪よけ等）					１，２００
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの			Ａ×0.004
		階数が２のもの			Ａ×0.006
		階数が３以上のもの			Ａ×0.008
	上空に設ける通路				９５０
	地下に設ける通路				５７０
	その他のもの				１，２００
法第３２条第１項第６号に掲げる施設（露店、商品置場等）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積１㎡につき１日	１９
	その他のもの			占用面積１㎡につき１か月	１９０

令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１㎡につき１か月	１９０
		その他のもの	表示面積１㎡につき１年	１，９００
	標識		１本につき１年	９６０
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	１９
		その他のもの	１本につき１か月	１９０
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１㎡につき１日	１９
		その他のもの	その面積１㎡につき１か月	１９０
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１か月	１，９００
		その他のもの		９５０
令第７条第２号に掲げる工作物（太陽光発電設備及び風力発電設備）			占用面積１㎡につき１年	１，２００
令第７条第４号に掲げる工事用施設（工事用板囲、足場等）及び同条第５号に掲げる工事用材料（土石、竹木等）			占用面積１㎡につき１か月	１９０
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる一時収容施設				１２０
令第７条第８号に掲げる施設（食事施設、購買施設）	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１㎡につき１年	Ａ×0.013
	上空に設けるもの			Ａ×0.018
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		Ａ×0.004
		階数が２のもの		Ａ×0.006
		階数が３以上のもの		Ａ×0.008
	その他のもの			Ａ×0.026
令第７条第９号に掲げる施設（事務所、店	建築物			Ａ×0.017
	その他のもの			Ａ×0.012

舗、倉庫等）			
令第７条第１０号に掲げる施設（道路の上空に設ける事務所、店舗等）及び自動車駐車場	建築物		Ａ×0.024
	その他のもの		Ａ×0.012
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Ａ×0.017
	上空に設けるもの		Ａ×0.024
	その他のもの		Ａ×0.034
令第７条第１２号に掲げる器具（自転車、原動機付自転車等の車輪止め装置等）			Ａ×0.026
令第７条第１３号に掲げる施設（休憩所、給油所等）	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Ａ×0.017
	上空に設けるもの		Ａ×0.024
	その他のもの		Ａ×0.034
令第７条第１４号に掲げる施設（水素ステーション）			Ａ×0.034
令第７条第１５号に掲げる施設（備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等）			Ａ×0.034

※　「法」は道路法、「令」は道路法施行令

※　Ａは、近傍類似の土地の時価

※　太枠部分は、新たに道路占用料を徴収する物件

３　施行期日

令和９年４月１日